

岡山県公報					
発行 岡山県					
目次		担当課（室）		目次	担当課（室）
【告 示】 ○ クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 ○ 知事指定薬物の指定 ○ 指定居宅介護支援の事業の廃止 【公 告】 ○ 一般競争入札の実施 ○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請 ○ 一般競争入札の実施 ○ 県営土地改良事業の工事完了 ○ 落札者等の決定 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格を得ようとする者の資格審査の実施 ○ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査の実施 【選挙管理委員会】 ○ 選挙時登録の基準日等 ○ 政見放送を行うことができる基幹放送事		生活衛生課 医薬安全課 長寿社会課 消防保安課 県民生活交通課 情報政策課 耕地課 港湾課 建築指導課 用度課		業 者 等 候補者等からの申込みにより手話通訳を付して政見を録画する放送事業者 政治団体の名称等の公表 政治団体の代表者等の異動 政治団体の解散 資金管理団体の届出事項の異動	〃 〃 〃 〃 〃

平成28年6月24日 岡山県公報 第11798号

◎岡山県告示第三百七十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修及び同法第八条の三に規定する業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成二十八年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 主催者等の名称及び所在地

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター

岡山市北区石関町二番一号 岡山県総合福祉会館七階

電話番号（〇八六）二二二―三五九八

二 研修又は講習の開催年月日及び場所

平成二十九年二月五日（日曜日）

岡山市北区下石井二丁目六番四一号 ピュアリティまきび

三 研修又は講習の科目及び時間

1 クリーニング師の研修

ア 衛生法規及び公衆衛生 一時間

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

ウ 洗濯物の処理 一時間

エ 繊維及び繊維製品 一時間

2 業務従事者に対する講習

ア 衛生法規及び公衆衛生 一時間

イ 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

ウ 洗濯物の処理 一時間

エ 繊維及び繊維製品 一時間

四 受講料

1 クリーニング師の研修 五千元

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

◎岡山県告示第三百七十一号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十八年六月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 一（三・四）ジメトキシフェニル）一ニ（メチルアミノ）プロパン一ーオン（通称名三・四－D i m e t h o x y m e t h c a t h i n o n e）及びその塩類

2 一ーペンチル一ン（キノリン一ハイル）一ーH一インダゾール一三ーカルボキサミド（通称名T H J）及びその塩類

3 エチル一ニ「一（五）フルオロペンチル）一ーH一インダゾール一三ーカルボキサミド」一三ーメチルブタノアート（通称名五F一A E B、五F一E M B一P I N A C A）及びその塩類

4 メチル一ニ「一（四）フルオロベンジル）一ーH一インドール一三ーカルボキサミド」一三・三ージメチルブタノアート（通称名M D M B一F U B I C A）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがある
と認められるため

附 則

この告示は、平成二十八年六月二十五日から施行する。

平成28年6月24日 岡山県公報 第11798号

◎岡山県告示第三百七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

きのこ居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県井原市木之子町二三三〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人新生寿会

2 所在地

岡山県井原市木之子町二三三〇

三 廃止年月日

平成二十八年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇〇三五

五 サービスの種類

居宅介護支援

（二四八）地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
平成二十八年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札に付する事項

契約種別	所 在	地目又は 構 造	面積（平方メート ル）	予定価格（最低売 払価格）	現 場 説 明		入札の日時及び場所	
					日 時	場 所	日 時	場 所
建物売払い契約	岡山市南区浦安南町 六七一番地三、六七 二番地二、六七二番 地三 （家屋番号） 六七一番三	鉄骨造、合金 メッキ鋼板葺 平屋建他	五四九・八六	六、七七一、六〇 〇円	平成二十八年七月 八日（金）午後二 時及び同月十一日 （月）午後二時	岡山市南区浦安南 町六七一番地三	平成二十八年八月 八日（月） 午前十時三十分	岡山市北区日応寺 七六一番一 岡山県消防防災航 空隊新基地（岡山 空港内）

二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者

8 その他知事が不相当と認める者

三 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、平成二十八年七月十九日（火）午後五時十五分までに、岡山県消防保安課消防防災航空センターに申し込むものとする。

四 契約条項を示す場所

岡山市南区浦安南町六四〇 岡山県消防保安課消防防災航空センター

五 入札保証金

見積もった契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を現金により入札開始前に納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。

六 入札の無効

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

1 入札に参加することができない者のした入札

2 談合してした入札

3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

4 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札

5 二以上の入札をした者のした入札

6 郵便又は電信による入札

7 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第三百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

七 問い合わせ先

〒七〇二一八〇二四 岡山市南区浦安南町六四〇

岡山県消防保安課消防防災航空センター（電話〇八六一二五〇一〇三三〇）

〔二四九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十八年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年六月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人和気サンシユの会

三 代表者の氏名

有吉 正春

四 主たる事務所の所在地

和気郡和気町吉田八六〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、和気町と周辺の地域並びに中山間地域において、農業者の高齢化や担い手不足などにより増加傾向にある耕作放棄地にサンシユを栽培し、環境保全や景観の観光資源化を図るとともに、サンシユ木から産生した花・果実・葉・樹皮などを利用した製品開発・商品化・販売などを行い、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

〔二五〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年六月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県全庁共通システムの更新に係る構築及び移行業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県全庁共通システム構築業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

(4) 履行場所

岡山県県民生活部情報政策課長が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、平成28年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成28年岡山県告示第35号(情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。))に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契

約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 (086) 226－7264（直通）

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所，問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課システム管理班

電話 (086) 226－7266（直通）

電子メールアドレス zencho@pref.okayama.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成28年6月24日（金）から同年7月7日（木）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日という。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所で交付する。

また，入札説明書については岡山県民生活部情報政策課のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申込手続

入札参加を希望する者は，一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成28年6月24日（金）から同年7月7日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。）

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

平成28年8月3日（水）午前10時

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし，代理人が持参する場合は，本人からの委任状を持参し，入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして，4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に1(1)の調達件名及び(1)の日時を記載したものに限る。）をもって平成28年8月2日（火）の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 財務規則第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、落れ後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらを全て誠実に履行し、かつ、落れ後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落れ者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4 (4) の一般競争入札参加申込書を提出した者は、平成28年8月2日（火）までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured :

Renewal of a general computer system for Common management for the Okayama Prefectural Government

(2) Contract period :

From date of signing contract through 31 March, 2017

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10 : 00 AM 3 August, 2016

(5) Contact point for the notice :

Information policy section, Citizens services department, Okayama Prefectural Government

2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700 - 8570, Japan

TEL 086 - 226 - 7266

〔二五一〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十八年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名	工 種	完了年月日
奥吉原	区画整理	二八・五・一〇
登尾池	ため池等整備	二八・五・三一

平成28年6月24日 岡山県公報 第11798号

〔二五二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年六月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名及び数量

岡山県港湾監視艇建造 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課

笠岡市六番町二―五

三 落札者を決定した日

平成二十八年五月十八日

四 落札者の氏名及び住所

ニシナ鉄工株式会社

瀬戸内市牛窓町牛窓五三五九番地

五 落札金額

五〇、九七六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、七七六、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十八年四月八日

平成28年6月24日 岡山県公報 第11798号

〔二五三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安一二〇―四、一二〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央三丁目一五―一〇一ローズヴィラA二〇一

東 雄一

東 仁美

三 許可番号

岡山県指令建指第三号

〔二五四〕物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

平成二十八年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 資格審査を行う営業区分及び業種区分

1 物品の販売及び修理

- (1) 文具、事務用機器 (2) 木工、家具 (3) 薬品 (4) 印刷 (5) 燃料、油脂
(6) 機械器具 (7) 工事用材料 (8) 車両、船舶 (9) その他

2 物品の買受け

- (1) 金属、木製品、紙類の古物 (2) 家具、食品、動物類の生産物

二 審査事項

1 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

2 直前決算における自己資本額

3 直前決算における機械設備等の価額

4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数

6 申請時までの営業年数

7 男女共同参画の推進状況

8 障害者雇用の状況

9 環境基準等の達成状況

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規

定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去二年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三箇月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等と契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書

(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 誓約書

(9) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(10) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書類

(11) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

平成28年6月24日 岡山県公報 第11798号

- (12) その他知事が必要と認める書類
- 2 提出期間

平成二十八年八月一日から同月三十一日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（五1において「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送等で申請書類を提出する場合は、同月十六日必着とする。

- 3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎一階会議室

- 4 提出方法

- (1) 持参の場合

2の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

- (2) 郵送等の場合

3の提出場所に郵便又は信書便により送付すること。

五 申請書の交付期間等

- 1 交付期間

平成二十八年七月四日から同年八月三十一日まで（県の休日を除く。）

- 2 交付場所

岡山県出納局用度課並びに各県民局地域政策部総務課及び地域総務課

- 3 交付方法

- (1) 2の交付場所において交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）また、平成二十八年八月三十一日は、午後四時まで）の間に交付する。

- (2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を同封して、岡山県出納局用度課管理班（郵便番号七〇〇―八五七〇岡山市北区内山下二丁目四番六号）宛てに請求すること（平成二十八年八月二十四日までの消印のあるものに限る。）。

- (3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>からダウンロードすることができ
る。

六 資格審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 入札参加資格の有効期間

平成二十八年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県出納局用度課管理班

電話（〇八六）二二六―七五三八又は（〇八六）二二六―七五三七

〔二五五〕建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検、情報通信サービス等の役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査を次のとおり実施する。

平成二十八年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札参加資格の審査を行う契約

別表の業務種目の欄に掲げる役務の提供の契約

二 審査事項

- 1 申請時の直前の事業年度における売上高
- 2 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額

- 3 直前決算における流動比率

- 4 申請時における従業員数

- 5 申請時までの営業年数

- 6 ISO審査登録等に関する事項

- 7 障害者雇用に関する事項

- 8 男女共同参画に関する事項

- 9 事業者認定等に関する事項（情報通信サービスのみ）

- 10 情報処理技術者数（情報通信サービスのみ）

三 入札参加資格の審査を受けることができない者

次に掲げる者は、入札参加資格の審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

- 2 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

- 3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

- 4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有

していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三箇月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）。（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行つていることを証する書類

平成28年6月24日 岡山県公報 第11798号

- (10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出期間

平成二十八年八月一日から同月三十一日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（五・一において「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送等で申請書類を提出する場合は、同月十六日必着とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎一階会議室

4 提出方法

(1) 持参の場合

2の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

(2) 郵送等の場合

八に掲げる役務に係る業務に応じた場所に郵便又は信書便により送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

平成二十八年七月四日から同年八月三十一日まで（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山県出納局用度課、総務部財産活用課、県民生活部情報政策課並びに各県民局
地域政策部総務課及び地域総務課

3 交付方法

(1) 2の交付場所において交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）
また、平成二十八年八月三十一日は、午後四時まで）の間に交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を
同封して、岡山県出納局用度課、総務部財産活用課又は県民生活部情報政策課（郵

便番号七〇〇一八五七〇岡山市北区内山下二丁目四番六号）宛てに請求すること（平成二十八年八月二十四日までの消印のあるものに限る。）。

(3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

岡山県出納局用度課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>）、総務部財産活用課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>）又は県民生活部情報政策課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）からダウンロードすることができぬ。

六 入札参加資格の審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 入札参加資格の有効期間

平成二十八年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

八 問い合わせ先

- 1 別表の業務種目の欄における大分類1建物等の保守管理、大分類2廃棄物の処理及び大分類3警備に係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課庁舎管理班（直通電話（〇八六）二二六―七二三四）

- 2 別表の業務種目の欄における大分類8情報通信サービスに係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班（直通電話（〇八六）二二六―七二六四）

- 3 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち1及び2に掲げるもの以外のものに係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（直通電話（〇八六）二二六―七五三八）

平成28年6月24日 岡山県公報 第11798号

別表

業 務 種 目		大分類	種 目	番号	1 建物等の保守管理																			2 廃棄物の処理				3 警備			4 調査研究（情報通信サービスを除く。）									
小 分 類		種 目	番号	1 建築物清掃	2 有線通信設備保守	3 放送・時計設備等保守	4 無線通信設備保守	5 建築物飲料水貯水槽等清掃	6 浄化槽の保守・清掃	7 排水槽の清掃	8 建築物ねずみ昆虫等防除	9 電気・機械設備等の運転・監視	10 中央監視設備等保守	11 電気設備等保守	12 給排水・換気設備等保守	13 冷暖房設備等保守	14 ボイラーの運転・清掃・保守	15 危険物施設保守	16 消防設備保守	17 昇降機等保守	18 庭木芝生管理（剪定・殺虫消毒）	19 建築物等の定期点検	20 施設の管理・運営	21 その他	1 一般廃棄物（収集運搬）	2 一般廃棄物（処分）	3 産業廃棄物（収集運搬）	4 産業廃棄物（処分）	5 特別管理廃棄物（収集運搬）	6 特別管理廃棄物（処分）	7 廃棄物再生事業	8 その他	1 施設警備	2 機械警備	3 その他	1 調査研究（社会経済分野）	2 調査研究（自然科学分野）	3 環境測定	4 検査	5 その他
担当課		総務部財産活用課																																						

業 務 種 目		大分類	種 目	番号	5	6																			8		9
業 務 種 目		大分類	種 目	番号	企画製作（情報通信サービスを除く。）	運送保管																			情報通信サービス		その他（情報通信サービスを除く。）
業 務 種 目		大分類	種 目	番号	物品	旅客運送	貨物運送	梱包・発送	保管	その他	計測機器	分析機器	その他機器	機械	設備（建物等の保守管理以外）	その他	コンテンツ作成	システム等開発・改良	システム等管理運営	データ処理	ASP（アプリケーションサービスプロバイダー）	情報セキュリティサービス	情報通信サービスに係る調査（通信に関するものに限る。）	その他	県民生活部情報政策課		健康診断
業 務 種 目		大分類	種 目	番号	物品	旅客運送	貨物運送	梱包・発送	保管	その他	計測機器	分析機器	その他機器	機械	設備（建物等の保守管理以外）	その他	コンテンツ作成	システム等開発・改良	システム等管理運営	データ処理	ASP（アプリケーションサービスプロバイダー）	情報セキュリティサービス	情報通信サービスに係る調査（通信に関するものに限る。）	その他	県民生活部情報政策課		健康診断
業 務 種 目		大分類	種 目	番号	物品	旅客運送	貨物運送	梱包・発送	保管	その他	計測機器	分析機器	その他機器	機械	設備（建物等の保守管理以外）	その他	コンテンツ作成	システム等開発・改良	システム等管理運営	データ処理	ASP（アプリケーションサービスプロバイダー）	情報セキュリティサービス	情報通信サービスに係る調査（通信に関するものに限る。）	その他	県民生活部情報政策課		健康診断

平成28年6月24日 岡山県公報 第11798号

◎岡山県選管告示第四十九号

平成二十八年十月二十三日執行予定の岡山県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成二十八年十月五日

ただし、年齢については、平成二十八年十月二十三日で算定する。

二 登録を行う日

平成二十八年十月五日

三 縦覧に供する期間

平成二十八年十月六日

◎岡山県選管告示第五十号

平成二十八年十月二十三日執行予定の岡山県知事選挙において、政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

テレビジョン放送	基幹放送事業者	岡山放送株式会社 山陽放送株式会社 テレビせとうち株式会社
	回数	一 一 一
ラジオ放送	基幹放送事業者	山陽放送株式会社
	回数	一

◎岡山県選管告示第五十一号

平成二十八年十月二十三日執行予定の岡山県知事選挙において、候補者等からの申込により手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

日本放送協会岡山放送局

岡山放送株式会社

山陽放送株式会社

テレビせとうち株式会社

◎岡山県選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十八年六月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等

の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

岡山維新の会倉敷市支部

赤澤 幹 温

小幡 英 樹

倉敷市玉島勇崎八〇四

○

平成二八・五・一三

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める榊 原 精

木村 周 二

岡山市中区東山二一四一〇

平成二八・五・一二

おかやまいっぱんの会

片山篤後援会

重近 継 明

小坂 進

久米郡久米南町神目中四七七

〃

五・九

倉敷をよくする山部辰雄後援会

佐古 浩 志

山部 辰 雄

倉敷市平田九六一一九

〃

五・二七

近藤たかのり後援会

石井 雅 之

井上 善 雄

高梁市中間町八八

〃

五・一九

私鉄中国備北バス支部交通政策研究会

赤木 伸 輔

新屋 一 男

高梁市川上町領家三八一一

〃

五・三一

森つよし後援会

松本 隆 大

森 幸 子

備前市東片上三八一三

〃

五・一一

◎岡山県選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年六月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党井笠備中総支部	佐藤 正 人	主たる事務所の所在地	浅口市金光町占見二四三六	笠岡市笠岡二六八―五	平成二八・五・一三
〃	〃	代表者の氏名	佐藤 正 人	金 藤 照 明	〃
自由民主党岡山県医療会	石 川 紘	主たる事務所の所在地	岡山市北区駅元町一九―二	岡山市中区古京町一―一〇―一六〇二	〃
支部					四・一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
逢沢一郎後援会	坂 根 信 義	会計責任者の氏名	藤 井 章 文	山 本 雅 彦	平成二八・五・二三
生き活き岡山	夏 井 勝 将	主たる事務所の所在地	岡山市北区昭和町四―七	岡山市北区本町六―三〇	〃
いばらぎ隆太後援会	杉 岡 芳 昭	〃	岡山市北区昭和町四―七	岡山市北区本町六―三〇	〃
うの俊市後援会	宇 野 俊 市	〃	玉野市八浜町八浜一七〇―二	玉野市八浜町八浜一二〇八	〃
岡山県医師連盟	石 川 紘	〃	岡山市北区駅元町一九―二	岡山市中区古京町一―一〇	〃
岡山県獣医師政治連盟	中 村 金 一	代表者の氏名	中 村 金 一	春 名 章 宏	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	加 藤 信 介	山 下 稔	〃
片山篤後援会	重 近 継 明	主たる事務所の所在地	久米郡久米南町下弓削三八〇―一	久米郡久米南町神目中四七七	〃
片山虎之助玉野後援会	小 林 文 夫	会計責任者の氏名	小 林 文 夫	山 根 康 司	〃
武見敬三岡山県後援会	石 川 紘	主たる事務所の所在地	岡山市北区駅元町一九―二	岡山市中区古京町一―一〇	〃
西島英利岡山県後援会	〃	〃	岡山市北区駅元町一九―二	岡山市中区古京町一―一〇	〃
三島のりもと後援会	金 山 真 澄	〃	笠岡市笠岡二六八	笠岡市美の浜三一―四	〃

三宅かずひろと岡山県の三宅和広会計責任者の氏名	高田有美	明神英顕	五・二四
未来を考える会			
隆友会	伊原木隆太主たる事務所の所在地	岡山市北区昭和町四一七	岡山市北区本町六一三〇
			〃
			五・二〇

◎岡山県選管告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年六月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

片山虎之助玉野後援会

小林文夫

平成二八・五・九

近藤たかのり後援会

石井雅之

〃 三・三一

幸の会

小島幸子

〃 五・二五

さわ会

野崎敏春

〃 五・二三

柴原のぶゆき後援会

好本隆

〃 五・三一

森つよし後援会

松本隆大

〃 五・一一

◎岡山県選管告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年六月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

出をした者の氏名

伊原木 隆 太

隆 友 会

主たる事務所の所在地

岡山市北区昭和町四一七

岡山市北区本町六一三〇

平成二八・五・二〇